

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 4月 1日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B)機関付潤滑油ポンプにおいて、ポンプ主軸に曲がりが見られたため、当該ポンプを点検・修理。	GIII	
2	2号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電設備動弁注油圧力計において、指示値不良(指示針が固着気味であり、打診により正常値に復帰)が見られたため、当該計器を点検。	GIII	
3	4号機	換気空調系コントロール建屋非常用電気品室冷凍機(D)において、「冷水温度低」警報が発生し、自動停止が見られたため、当該原因を調査。	対象外	H29.1.24再審議にてグレード変更 GIII→対象外